

誓 約 書

令和 年 月 日付で提出しました農地転用等の通知に対し、木津用水土地改良区地区除外等処理規程第3条により協議されました下記事項は、転用組合員、転用関係者、決済金納付者と共に承諾しこれを確実に履行することを誓約します。

記

- 1、農地転用により土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- 2、転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき事由により土地改良施設をき損した場合は、本土地改良区理事長の指示により復旧を行なうこと。
- 3、排水については、特に留意し、その放流に起因して土地改良施設及び農作物等に被害を及ぼしたときは、原因者がその責を負うものとする。又塵芥汚物等を用水路に投棄しないこと。
- 4、排水については、別に協議すること。
- 5、その他本土地改良区の指示事項を遵守し、事業運営に支障なきよう留意すること。

令和 年 月 日

転用組合員	住 所 氏 名	⑩
転用関係者	住 所 氏 名	⑩
決済金納付者	住 所 氏 名	⑩

木津用水土地改良区 理事長

様